

(建築関係) 遠隔地からの資材調達に要する輸送費に係る契約変更について

1 概要

沿岸地域では特定の資材の供給不足が生じる恐れがあり、不足する資材を受注者が遠隔地から調達せざるを得ないことが想定されるため、それに要する輸送費を契約変更で計上するものです。

2 対象工事

対象となる工事は、次に掲げる事項を全て満たす工事です。

- (1) 農林水産部が所管する県営の建築工事（建築物に係る電気及び機械設備工事を含む）
- (2) 平成 24 年 12 月 18 日以降に当初契約を締結する工事若しくは平成 24 年 12 月 17 日時点で契約中の工事
- (3) 工事施工場所が沿岸広域振興局管内及び県北広域振興局本局管内の工事

3 対象資材

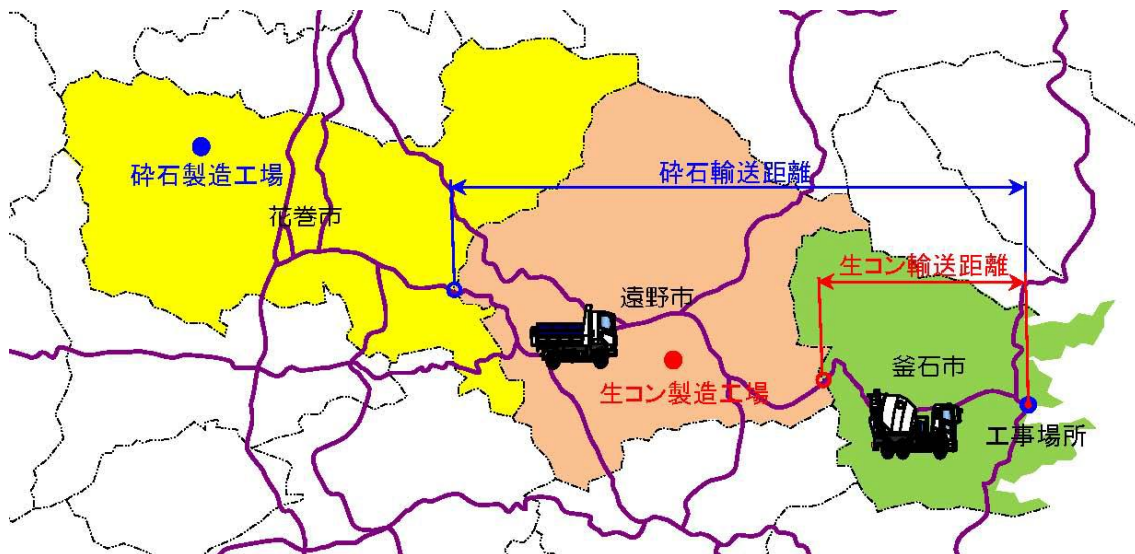
対象となる資材は、生コンクリート、石材（砕石、捨石、被覆石等）です。

4 輸送費等の算出

- (1) 輸送費は、工事施工場所から資材製造地区境までの距離に応じて計上します。
- (2) 輸送した資材については、資材製造地区の設計単価に変更します。

【輸送費等の算出例】

- 砕石：釜石市の工事施工場所から花巻地区境までの距離に応じた輸送費を計上。
砕石の設計単価を釜石地区から花巻地区に変更。
- 生コンクリート：釜石市の工事施工場所から遠野地区境までの距離に応じた輸送費を計上。
生コンクリートの設計単価を釜石地区から遠野地区に変更。



5 請求方法等

- (1) 輸送費に係る契約変更を請求しようとする場合は、事前に発注者に必要事項を通知し、発注者の了解を得る必要があります。
- (2) 発注者の了解を得た場合に限り、実績に応じた輸送費に係る契約変更を請求することができます。

6 他制度等との併用

この制度は、いわゆる「全体スライド」、「単品スライド」、「インフレスライド」及び「(建築関係) 工事請負契約締結時における単価適用年月変更についての運用基準」との併用が可能です。

7 その他

詳細は、「(建築関係) 遠隔地からの資材調達に要する輸送費についての運用基準」を参照してください。